

公益社団法人 鳥取県医師会長 様

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課

難病指定医の異動等に伴う手続きについて（依頼）

日頃、難病対策については、御協力ありがとうございます。

さて、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく難病指定医は、異動等により主たる勤務先の医療機関が変更となる場合には、変更届けを提出していただく必要があります。

届出の区分、その事例及び必要な書類等は下記のとおりですので、新年度を迎えるにあたって、この旨をあらためて周知していただきますようお願いいたします。

記

届出の区分	対応事例	必要な書類、手続き	有効期間
新規	①新たに指定医となる場合 ②協力難病指定医から難病指定医への変更 ③経過的特例による指定の有効期間内に、専門医資格に基づく難病指定医としての指定を受け直し ④県を跨がった勤務地（勤務病院等）の変更 ※変更後の県には新規申請を行い、変更前の県には変更の届け出を提出する。 など	指定医指定申請書 ・新規申請と同様の扱い ・県を跨がった勤務地の変更など所管都道府県を変更する場合、交付済みの指定通知書（写）を申請書の添付書類とし、その他の添付書類は省略可。（この場合は、指定の有効期間は、変更前の所管都道府県が指定した有効期間の残期間とする）	指定後5年間
変更	①氏名、連絡先の変更 ②県を跨がった勤務地（勤務病院等）の変更 ※変更前の県には変更の届け出を提出し、変更後の県には新規申請を行う。 など	指定変更届出書 ・変更に必要な書類のみ提出	変更なし
更新	①指定医の区分を継続し、有効期間を延長する場合	指定医指定更新申請書 ・必要に応じて書類を省略可	更新前の有効期間の終了日から5年間
辞退	①指定医を辞退する場合 ②指定医が死亡した場合 ※親族又は医療機関の管理者が届ける。	辞退届	

※各申請書は、県（健康政策課）のHP（アドレス：<http://www.pref.tottori.lg.jp/219276.htm>）からプリントアウトください。

（ 担 当 ）

〒680-8570

鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県福祉保健部健康医療局

健康政策課がん・生活習慣病対策室 大藪・村上

電話 0857-26-7194・7769

ファクシミリ 0857-26-8143